

お 知 ら せ

平成 2 8 年 8 月 1 2 日
東 北 電 力 （ 株 ）

女川原子力発電所 3 号機 非常用ディーゼル発電機 B 号機の復旧について

平成 2 8 年 8 月 5 日、女川原子力発電所 3 号機（平成 2 3 年 9 月 1 0 日より第 7 回定期検査中）の原子炉建屋（放射線管理区域外）において、1 0 時 2 1 分から非常用ディーゼル発電機^{※1} B 号機（以下、「当該発電機」という。）の定期試験を開始しました。その後、定格出力到達後の出力調整を行った際に、操作に対する発電機出力の応答が通常よりも遅れることを確認したため、出力を降下させ、1 3 時 2 3 分に、当該発電機を手動で停止しました。

なお、本事象による発電所周辺への放射能の影響はありません。

また、本事象は、発電所の運転の際に実施すべき事項などを定めた原子炉施設保安規定における運転上の制限^{※2}を逸脱するものではありません。

（平成 2 8 年 8 月 5 日お知らせ済み）

原因について調査を行った結果、当該発電機の調速機^{※3}に異常が生じている可能性がある判断し、予備の調速機に交換したうえで定期試験を行いました。その結果、出力調整時の操作に対し、発電機出力が適切に応答することを確認したため、当該発電機は、本日 1 2 時 4 6 分に待機状態^{※4}となり復旧しております。

引き続き、設備の適切な点検・補修等を通じて、原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

以 上

※1 外部電源が失われた場合に、原子炉の停止や原子炉および使用済燃料プール等の冷却に必要な電源を供給する設備。

※2 運転上の制限は、安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。原子炉施設保安規定第 6 2 条には、自号機の非常用ディーゼル発電機を含め 2 台の非常用発電設備が動作可能であることなどが定められている。

- ※3 ディーゼル発電機への燃料の供給量（出力）を調整し、発電機回転速度を一定に保つための制御装置。
- ※4 原子炉施設保安規定に基づき、常時、運転が可能な状態にしておくこと。